

四日市市訓令第6号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第1（第5条関係）					
共通事項					
〔1〕 一般的な事項					
(略)					
〔2〕 人事に関する事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
5 市外、市内出張命令及び復命	副市長	部長、理事及び危機管理監	部の次長、広報監、人権行政監、検査監、保健所長、保健所副所長、廃棄物対策監、治水	その他の職員（地域調整監、事業調整監、法務専門監、 <u>会計専門監</u> 及び副参事を含む。）	

			対策監、 参事、課 長、地区 市民セン ター館 長、同和 行政推進 監及び政 策推進監		
6 時間外勤務及び休日勤 務命令				○	
7 職員の休暇（組合休暇 及び特別休暇のうち別に 定めるものを除く。）及 び早退等の承認又は欠勤 の届の受理		部長、理 事及び危 機管理監	部の次 長、広報 監、人権 行政監、 検査監、 保健所 長、保健 所副所 長、廃棄 物対策 監、治水 対策監、 参事、課 長、地区 市民セン ター館 長、同和 行政推進 監及び政 策推進監	その他の 職員（地 域調整 監、事業 調整監、 法務専門 監、 <u>会計 専門監</u> 及 び副参事 を含む。）	

(略)

[3] 財務に関する事項

(略)

改正前

別表第 1 (第 5 条関係)

共通事項

[1] 一般的な事項

(略)

[2] 人事に関する事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
5 市外、市内出張命令及び復命	副市長	部長、理事及び危機管理監	部の次長、広報監、人権行政監、検査監、保健所長、保健所副所長、廃棄物対策監、治水対策監、参事、課長、地区市民センター館長、同和	その他の職員（地域調整監、事業調整監、法務専門監及び副参事を含む。）	

			行政推進 監及び政 策推進監		
6 時間外勤務及び休日勤 務命令				○	
7 職員の休暇（組合休暇 及び特別休暇のうち別に 定めるものを除く。）及 び早退等の承認又は欠勤 の届の受理		部長、理 事及び危 機管理監	部の次 長、広報 監、人権 行政監、 検査監、 保健所 長、保健 所副所 長、廃棄 物対策 監、治水 対策監、 参事、課 長、地区 市民セン ター館 長、同和 行政推進 監及び政 策推進監	その他の 職員（地 域調整 監、事業 調整監、 法務専門 監及び副 参事を含 む。）	
(略)					
〔3〕 財務に関する事項					
(略)					

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

(総務部総務課)